年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

| 1 | 今回の | あっ | せん | ,等, | の概算 | 更 |
|---|-----|----|----|-----|-----|---|
| | | | | | | |

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月及び同年11月

社会保険事務所(当時)で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、 申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、私が金融機関の窓口で夫婦二人分の国民 年金保険料を納付していたはずであり、夫の保険料は納付済みとされてい るにもかかわらず、私の分の保険料だけが未納とされていることに納得が いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、 国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、同居していた申立人の夫及び義父母は、申立期間に 係る国民年金保険料を納付していることから、保険料の納付を担っていた申 立人自身の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳を見ると、双方の納付記録は申立期間を除いて一致しており、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張には特段の不自然さはうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年8月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会した ところ、申立期間に係る国民年金保険料は還付済みであるとの回答をもら った。

しかし、私は申立期間に係る国民年金保険料の還付を受けた記憶は無く、 社会保険事務所の回答に納得がいかないので、申立期間を納付済期間とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料納入通知書兼領収証書により、申立人は 申立期間に係る国民年金保険料を昭和 52 年 12 月 3 日に納付したことが確認 できる。

また、申立人の夫は共済組合に加入しているため、申立期間は、国民年金の任意加入被保険者となる期間であるところ、オンライン記録及びA町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直後の期間を含め約18年にわたり、国民年金に任意加入していることから、申立期間のみ国民年金に加入する意思を有していなかったことをうかがわせる合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、還付金額は確認できるものの、還付年月日が特定できない上、A町が保管する国民年金被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料を還付した旨の記載が無いなど、関係行政機関の記録が相違していることを踏まえると、事務処理に何らかの過誤があった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける平成18年6月18日の標準賞与額を86万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月18日

私は、申立期間に株式会社Aに勤務し、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた株式会社Aから提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細表における厚生年金保険料控除額から、86万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける平成18年6月18日の標準賞与額を26万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月18日

私は、申立期間に株式会社Aに勤務し、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた株式会社Aから提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細表における厚生 年金保険料控除額から、26万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける平成18年6月18日の標準賞与額を26万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月18日

私は、申立期間に株式会社Aに勤務し、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた株式会社Aから提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細表における厚生 年金保険料控除額から、26万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける平成18年6月18日の標準賞与額を19万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月18日

私は、申立期間に株式会社Aに勤務し、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた株式会社Aから提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細表における厚生年金保険料控除額から、19万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける平成18年6月18日の標準賞与額を10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月18日

私は、申立期間に株式会社Aに勤務し、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた株式会社Aから提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細表における厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける平成18年6月18日の標準賞与額を20万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月18日

私は、申立期間に株式会社Aに勤務し、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた株式会社Aから提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細表における厚生年金保険料控除額から、20万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける平成18年6月18日の標準賞与額を19万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月18日

私は、申立期間に株式会社Aに勤務し、当該期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録上、この賞与に係る標準賞与額の記録が無い。賞与から控除された厚生年金保険料が年金記録に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた株式会社Aから提出された賞与支給明細表により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細表における厚生年金保険料控除額から、19万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとする有限会社Aは、オンライン記録によると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所とはされていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち昭和51年4月21日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年4月21日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、同年4月は8万円、同年5月は7万6,000円、同年6月は8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から同年8月11日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したとこ ろ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、厚生年金保険料の控除事実が確認できる在職期間中の給料支払明 細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された給料支払明細書、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述により、申立人は、有限会社Aに申立期間に勤務し、申立期間のうち昭和51年4月21日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、昭和51年4月は8万円、同年5月は7万6,000円、同年6月は8万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、有限会社Aは、昭和51年8月11日に厚生

年金保険の適用事業所となったことから、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、i)同社は、昭和 32 年4月 15 日から平成3年6月2日まで、法人として登記されていること、ii)申立人は、昭和51年2月1日から同年4月21日までの期間、B有限会社において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、同社において、申立人と同様、同年4月21日に被保険者資格を喪失した者10人すべてが有限会社Aにおいて同年8月11日に同資格を取得していることが確認できること、iii)有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった同年8月11日における被保険者数は12人であることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、 社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立 人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち昭和51年7月1日以降の期間については、申立人から提出 のあった給料支払明細書等から有限会社Aに勤務していたことは認められる ものの、同年7月分の給料支払明細書上、厚生年金保険料が控除されていない ことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとする同僚が所持している当該同僚の給与支払明細書を見ると、昭和51年4月から同年6月までの期間については、厚生年金保険料が控除されているものの、同年7月については、申立人と同様、同保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から50年3月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間のうち、結婚するまでの期間は実父が国民年金保険料を納付し、結婚後の期間は夫が金融機関に毎月保険料を納付しており、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その実父が国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、結婚するまでの期間に係る国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人自身が加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、実父は既に死亡しているとともに、結婚前に同居していた親族から供述が得られないことから、加入時期及び保険料の納付状況は不明である。

また、結婚後の国民年金保険料の納付状況について、申立人の夫から聴取しても、納付時期及び納付金額についての記憶が定かではなく、保険料の納付状況は必ずしも明確ではない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月29日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、45年11月から48年9月までの期間の保険料は制度上、時効により納付することができない上、戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を含め、A市以外に住所の異動が無いことから、申立人に対し別の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から提出のあった「金銭消費貸借抵当権設定契約証書」に

よると、申立人は、昭和 52 年4月 13 日付けでB団体から資金を借り入れていることが確認できるとともに、申立人の年金記録を見ると、申立期間後の50 年4月から52 年3月(上記借入月の前月)までの24 か月について、国民年金保険料が納付済みとされていることが確認できるところ、当該融資の取次ぎを行った金融機関では、申立期間当時の貸付基準について、「B団体のみから借り入れる場合、原則として、国民年金の被保険者期間については、借入申込月の直近の24 か月について、国民年金保険料が納付済みであることが必要であった。」としていることから、上記契約証書が申立期間の保険料を納付していたことを裏付けるものとは判断し難い。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から5年3月まで

社会保険事務所(当時)で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、 申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、主に金融機関の窓口で現金で納付していたはずであり、申立期間について未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金記録上、申立期間に国民年金に加入した形跡が見られないところ、i)申立人は、年金手帳の交付を受けた記憶が無いと供述していること、ii) A区では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無いと回答していること、iii)申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は申立期間及びその前後を通じて住所の異動が無いことなど、申立期間当時、申立人に対し同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人と同居していたその母は、「国民年金については本人に任せており、詳しいことは分からない。」旨回答しており、申立てを確認できる供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立期間において同居していた実父母 の国民年金保険料は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から42年5月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から42年5月まで

② 昭和43年1月から同年3月まで

社会保険事務所(当時)で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、 申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①については、勤務していた会社を休職し、帰郷していたが、将来のためA町(現在は、B町)C支所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を現金で納付した。

また、申立期間②については、昭和 43 年1月に勤務していた会社を退職後、仕事が見つかるまでの期間、国民年金に加入し、同支所で国民年金保険料を納付した。

各申立期間について、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金手帳の交付を受けていないと供述しているところ、申立人の年金記録を見ると、国民年金に加入した形跡が見られない上、オンライン記録及びA町の記録上、国民年金の被保険者記録が確認できないなど、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時同居していた実母は既に死亡しており、申立てを確認できる供述が得られないほか、申立人から聴取しても、保険料の納付時期や納付金額等に関する記憶が定かではなく、保険料の納付状況が必ずしも明確ではない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月及び同年8月

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、20 歳以降、申立期間を含め、国民年金保険料の納付を一度たりとも怠ったことは無いので、申立期間について、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、オンライン記録上、未加入期間とされているところ、申立人が所持する年金手帳の記載及びA市の回答から、申立人は、平成6年5月30日に国民年金の加入手続をし、同年3月29日までさかのぼって国民年金に加入したことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人が加入手続をした形跡は見当たらない上、申立人は、これまでに交付を受けた年金手帳は所持する手帳一冊のみであるとしているとともに、戸籍の附票によると、20歳以降、A市に居住し、他の市町村に住所を異動していないなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録上、申立人は、平成6年3月から同年8月までの 国民年金保険料が納付済みとされている一方、A市の記録によると、同年3 月29日から同年9月2日までの期間について、国民健康保険に加入してい ることが確認できるものの、申立期間については、国民健康保険に加入してい いなかったことが確認できる。

加えて、申立人は、国民年金の加入時期、保険料の納付金額、納付場所及

び納付方法を全く記憶していないとしていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から52年11月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から52年11月まで

社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会した ところ、申立期間について、国民年金に加入した記録が無いとの回答をも らった。

しかし、私は、昭和51年5月にA事業所を退職した際に、B市役所で国民健康保険の加入手続をし、同時に国民年金についても、私と妻の加入手続をし、国民年金保険料を納付している。

申立期間について、妻の国民年金保険料が納付済みとされているにもか かわらず、私が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所を退職後に、B市役所で国民健康保険の加入手続をした際、自身と妻の国民年金の加入手続をしたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の妻は、昭和44年10月から国民年金に任意加入しており、退職時に妻の加入手続をしたとする申立人の主張と相違している。

また、申立人は国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いとしているとともに、B市以外に住所の移動が無いなど、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらない上、納付金額や納付回数等についての記憶が定かではなく、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間当時、同居していた申立人の次女から聴取しても、申立 てを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。